

指定介護予防訪問看護利用約款

（約款の目的）

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会（以下「事業者」という。）が設置経営するあさひ訪問看護ステーション（以下「当事業所」という。）は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、指定介護予防訪問看護を提供し、一方、利用者又は利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が指定介護予防訪問看護利用契約書を当事業所に提出したときから効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の介護予防訪問看護を利用することができるものとします。

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第3条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定により、契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第4条及び第5条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく介護予防訪問看護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。ただし、利用者が正当な理由なく、介護予防訪問看護実施期間中に利用中止を申し出た場

合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からの解除）

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、1か月以上の予告期間において文書で理由を通知することにより、本約款に基づく介護予防訪問看護サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 原則として、利用者が要介護認定等において自立又は要介護と認定された場合
- ② 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者又は身元引受人が、当事業所、当事業所の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により介護予防訪問看護の提供ができない場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく介護予防訪問看護サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（利用料金の変更）

第7条 別紙2「介護保険料金表」に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 別紙2「介護保険料金表」に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（記録）

第8条 当事業所は、利用者の介護予防訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対

しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（秘密の保持）

第9条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、利用者及び身元引受人から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 看護師は、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、直ちに身元引受人にその事実を告げ、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。

（要望又は苦情等の申出）

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する介護予防訪問看護に対しての要望又は苦情等について申し出ることができます。

（賠償責任）

第12条 介護予防訪問看護の提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

<損害保険>

訪問看護事業者総合補償制度

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

（連帯保証人）

第14条 連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯して債務を負担しその履行の責任を負います。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額3,000,000円を限度とします。
- 3 契約者は、社会通念上、連帯保証人を立てることができないと認められる相当な理由があ

る場合には、これを立てないことができます。

- 4 契約者は、連帯保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに連帯保証人を立てるように努めます。
- 5 連帯保証人は、契約者について、事業者に対して発生する債務一切を契約者と連帯して保証することとします。

<別紙>

あさひ訪問看護ステーションのご案内

(令和6年6月1日現在)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人桑の実園福祉会
- (2) 法人所在地 たつの市揖西町小神字塚原1551番地
- (3) 電話番号 0791-66-1360
- (4) 代表者氏名 理事長 徳永 憲威
- (5) 設立年月日 昭和63年11月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 あさひ訪問看護ステーション
- ・開設年月日 平成8年12月2日
- ・所在地 たつの市神岡町東觜崎543
- ・電話番号 0791-66-1984
- ・ファックス番号 0791-61-9013
- ・管理者名 山崎 敏子
- ・介護保険指定番号 指定訪問看護（兵庫県2863690034号）
指定介護予防訪問看護（兵庫県2863690034号）

(2) 訪問看護ステーションの目的と運営方針

〔目的〕あさひ訪問看護ステーションは、介護保険法令の趣旨に従い、要支援又は要介護状態と認定された利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練など、適正な訪問看護又は介護予防訪問看護サービスを提供します。

〔運営方針〕当ステーションの看護師は、要支援又は要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。また、在宅ケアの支援に当っては、関係市町村の窓口、保健・医療・福祉サービス機関及び近隣の在宅サービス提供事業者と連携をとり、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業実施地域

通常の事業実施地域はたつの市・太子町（揖保郡）・相生市・姫路市（勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）とします。この地域内では交通費はサービス利用料金に含まれています。

(4) 営業日及び営業時間

営 業 時 間	8:30 ～ 17:30
受 付 時 間	月 ～ 土 8:30 ～ 17:30
サ ー ビ ス 提供時間帯	月 ～ 土 8:30 ～ 17:30

※ 日曜日、12月30日～1月3日は休業いたします。

(5) 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	
2. 訪問看護師	1	3	2.5人以上	
1 正看護師	1	3		管理者と常勤 の訪問看護師 1名は兼務
2 准看護師	0	0		

3. サービス内容と利用料金

(1) サービス内容

- ① 病状・傷害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ オプションサービス

(2) サービス利用料金

1. 通常の利用料金（訪問1回につき）

サービスの時間	料金
20分未満	303円
30分未満	451円
30分以上1時間未満	794円
1時間以上1時間半未満	1,090円

※主治医から一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の「特別指示書」が出た場合は、医療保険の訪問看護となります。

※利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合（1割・2割・3割）の金額となります。
2割負担又は3割負担の記載がある場合は、（2）の利用料金が2倍又は3倍になります。

2. 通常の時間帯以外の料金

・早朝（6～8 時）・夜間（22 時～6 時）

【 25%増 】

サービスの時間	料金
20分未満	378円
30分未満	563円
30分以上1時間未満	992円
1時間以上1時間半未満	1,362円

・深夜（22 時～6 時）

【 50%増 】

サービスの時間	料金
20分未満	454円
30分未満	676円
30分以上1時間未満	1,191円
1時間以上1時間半未満	1,635円

3. 特別管理加算Ⅰ 500 円／月

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や、留置カテーテル等を使用している場合

4. 特別管理加算Ⅱ 250 円／月

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や床ずれがある場合等で、特別な管理が必要な方

5. 複数名訪問加算 30 分未満の場合 254 円／回

30 分以上の場合 402 円／回

身体的理由等により、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合

6. 長時間訪問看護加算 300 円／回

特別管理加算の対象者で、通算 1 時間 30 分以上となる場合

7. 緊急時訪問看護加算 600 円／月 1 回

電話等に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務管理の体制の整備が行われ
必要に応じて行う場合で同意を得ている場合

8. 退院時共同指導加算 600 円／回

病院や老人保健施設等に入院・入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、
その内容を提供した場合（特別な管理を要する場合は、月 2 回まで）

9. 初回加算 I 350 円／月 II 300 円／月

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、I 退院した当日、II 退院した日の翌日以降
に訪問看護を提供した場合（初回の訪問看護を行った月に算定）

10. サービス提供体制強化加算 6 円／回

厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所である場合

11. 看護体制強化加算 300 円／月

算定要件のいずれにも適合した場合

12. その他の料金

① 交通費 590 円／回

通常の営業区域（たつの市・太子町・相生市・姫路市：勝原区・網干区・林田町・太市・
西脇・相野）を超えて訪問看護を行う場合

② 死後の処置をご希望された場合 11,330 円／回

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替（利用料の自動引き落とし）、銀行振込、窓口での現金支払いの3方法があります。契約時にお選びください。
- ・口座振替（利用料の自動引き落とし）の場合は、桑の実園福祉会が指定の金融機関に口座をお持ちの方、もしくは口座開設される方は口座振替が出来ます。

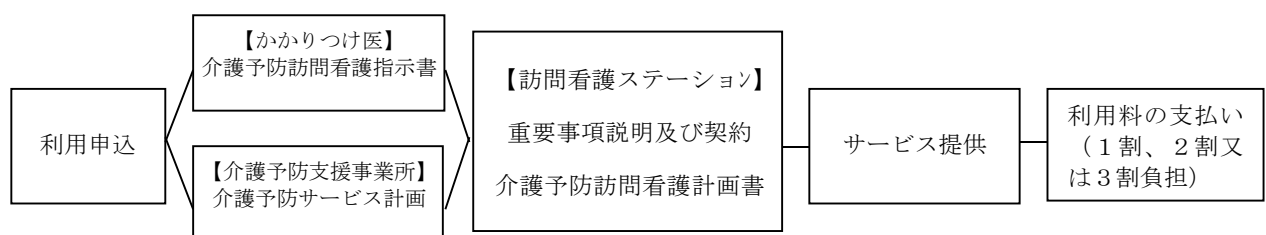
なお、手数料は桑の実園福祉会が負担いたします。口座振替を希望される方は事務所へ必要書類を提出下さい。

- ・指定口座への振込は次の通りです。なお、振込料は振込ご依頼人様にてご負担下さい。

指定金融機関	西兵庫信用金庫
支 店 名	龍野支店
預 金 種 目	普通預金
口 座 番 号	0208203
口 座 名 義	社会福祉法人 桑の実園福祉会 あさひ訪問看護ステーション 理事長 徳永 憲威

指定金融機関	兵庫西農業協同組合
支 店 名	揖西支店
預 金 種 目	普通預金
口 座 番 号	0014797
口 座 名 義	社会福祉法人桑の実園福祉会

4. サービス提供の手順



5. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡を行なうとともに、その原因を解明し、賠償すべき事態においては速やかに賠償を行います。

【損害賠償保険】

訪問看護事業者総合補償制度
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

6. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、文書を交付して口頭で説明する等、利用者の同意確認を行います。

7. サービス提供計画書

サービス提供に際しては介護予防訪問看護計画書を作成し、その計画に基づいてサービスを提供します。

但し、介護予防サービス計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合には、サービスを提供します。

8. 身分証明書の携行

当事業所の看護師等は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められた時は提示を行います。

9. 要支援認定前にサービス提供を行なう場合

要支援認定前にサービスを提供する場合には、要支援認定後にサービス内容を見直すとともに、契約継続の意思確認を行います。自立（非該当）と判定された場合には、利用料は全額利用者の負担となります。

10. 緊急時の対応

当事業所では、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。

11. 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出し出して下さい。

② 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者にやむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日 17 時までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	当日の利用料金の 50%
利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- ③ 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、自己負担額（当日の利用料金の1割、2割又は3割）の50%もしくは全額となります。

12. 介護予防訪問看護サービスの利用に関する留意事項

① 定められた業務以外の禁止

介護予防訪問看護サービスの利用にあたり、利用者は、「2. サービス内容と利用料金」で定められたサービス以外の業務を訪問看護師に依頼することはできません。

② 備品等の使用

介護予防訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問看護師が当事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

③ サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行いません。その場合、当事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求いたします。

④ 訪問看護師の禁止行為

介護予防訪問看護は、利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 特殊な看護
 - ② 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
 - ③ 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
 - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

13. 要望及び苦情等の相談

(1) 当訪問看護ステーションにおける苦情受付

介護予防訪問看護における要望や苦情などは、以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口

（受付） 当日の担当職員

（窓口） 管理者 山崎 敏子

○受付時間

毎週月曜日～土曜日

8：30 ～ 17：30

○連絡先

0791-66-1984

(2) 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 山口 昇 (監 事)

電 話 0791-65-0343

第三者委員 有田 尚徳 (弁護士)

電 話 079-288-7266

(3) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	電 話 番 号 (078) 332-5617 受 付 時 間 8:45 ~ 17:15 月～金
○たつの市 高年福祉課 介護保険係	電 話 番 号 (0791) 64-3131 受 付 時 間 8:30 ~ 17:15 月～金

個人情報の利用目的

(令和4年1月1日現在)

あさひ訪問看護ステーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービス及び介護予防サービスの提供に必要な利用目的】

〔あさひ訪問看護ステーション内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス、介護予防サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービス、介護予防サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －利用者等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス、介護予防サービスのうち
 - －利用者に居宅サービス又は介護予防サービスを提供する他の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービス・介護予防サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報

指定介護予防訪問看護利用同意書

社会福祉法人桑の実園福祉会が開設するあさひ訪問看護ステーションを利用するにあたり、指定介護予防訪問看護利用約款及び別紙を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し指定介護予防訪問看護利用契約を合意します。また、利用者に代わってこの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し指定介護予防訪問看護利用契約を合意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所

氏 名

印

身元引受人

住 所

氏 名

印

連帯保証人 続柄（ ）

住 所

氏 名

印

＜説明者＞

あさひ訪問看護ステーション

管理者 山崎 敏子

【本約款第10条の緊急時の連絡先】

主治医	氏 名	
	名 称	
	電話番号	— —
ご家族	氏 名	（続柄 ）
	住 所	
	電話番号	— —